

平成22年度 千葉県民体育大会第二部

(国民体育大会千葉県大会)

総 目 次

1 開催の趣旨

平成22年度国民体育大会千葉県大会(千葉県民体育大会第二部)は、第65回(冬季大会については第66回)国民体育大会千葉県予選会を兼ね、広く県民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して県民の健康増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、県民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 主 催 財団法人千葉県体育協会 千葉県教育委員会 千葉県体育協会加盟実施競技団体

主 管 千葉県体育協会加盟実施競技団体

3 実施競技 (40競技)

[本大会]

陸上 水泳 サッカー テニス ボート ホッケー ボクシング バレーボール 体操
バスケットボール レスリング セーリング ウエイトリフティング ハンドボール
自転車 ソフトテニス 卓球 軟式野球 相撲 馬術 フェンシング 柔道 ソフトボール
バドミントン 弓道 ライフル射撃 剣道 ラグビー 山岳 カヌー アーチェリー 空手道
銃剣道 クレー射撃 なぎなた ボウリング ゴルフ

[冬季大会]

スケート アイスホッケー スキー

4 会期と会場等

会 期	会 場	会場市町村
[本大会] 平成22年4月3日 ～ 3月21日 *第66回国民体育大会選考会も含む	県国際総合水泳場 稲毛ヨットハーバー 小見川漕艇場 他 県総合スポーツセンター 公営体育施設 県内高等学校 他	千葉市・船橋市・習志野市市 川市・市原市・成田市 茂原 市・松戸市・袖ヶ浦市 印旛村・白子町・香取市 いすみ市・柏市・佐倉市 東金市・四街道市・旭市 八千代市・印西市・芝山町 群馬県みなかみ町
[冬季大会] 平成22年10月16日 ～ 平成23年1月16日	日光霜降スケートセンター アクアリンクちば 上越国際スキー場 マウンテンパーク津南 名寄ピヤシリジャンプ競技場	栃木県日光市 千葉市 新潟県南魚沼市 北海道名寄市

5 競技方法

各競技団体が定めた競技方法とする。

6 参加資格、所属及び年齢基準

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。）

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒
ただし、

a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在（中学3年生）については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。

(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号（イ）の規定に該当していた者。

イ 各競技の選手及び監督は、当該競技団体の競技者規定に適合する者であること。

ウ 第63回又は64回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第63回又は64回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成21年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

(イ) 少年種別

a 平成21年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。）

エ 選手、監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 参加選手は冬季大会及び本大会それぞれ1競技に限り参加できる。

(イ) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

(ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(エ) 単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームは、参加できない。ただし、個人競技で当該競技団体が定めた適正な予選方法により、結果として単一大学の者が選出された場合は、この限りではない。

(2) 所属都道府県

本大会に参加する者は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが県内にあるものとする。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地
- (ウ) 勤務地

※上記の所属のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成22年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

- ・成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合
- ・少年種別の選手が「一家転住」した場合

(3) 選手の年齢基準

選手の年齢基準については、下記を原則とするが、特に認められた場合は、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、少年種別の年齢の下限は中学3年生とする。

- ア 成年種別に参加する者は、平成4年4月1日以前に生まれた者とする。
- イ 少年種別に参加する者は、平成7年4月1日以前に生まれた者から平成4年4月2日以後に生まれた者とする。
- ウ 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成22年4月1日を基準とする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)千葉県体育協会及び当該競技団体が調査、審議する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項「参加資格及び年齢基準等」に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (6) 当該競技団体は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに(財)千葉県体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚，離婚による一家の転居

ウ 上記以外に，やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて，以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は，下記の2(1)の場合は転居元，下記の2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し，その旨報告すること。

イ 承認を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は，下記の2(1)の場合は転居先，下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し，その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において，参加することが出来る都道府県は以下の通りとする。

(1) 転居した時点において，以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合。

イ 当該参加者が，転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が，転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において，以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において，当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

7 参加申込方法

(1) 参加を希望する者は，各競技所定の参加申込書を提出する。各競技団体の未登録者は，これをもって当該競技団体の一時登録あるいは仮加盟とみなすことができる。

ただし，特に経験を必要とする競技については，当該競技団体が別に定めるものとする。

(2) 参加申込先，締切期日等・・・競技別細則による。

8 国民体育大会参加者傷害補償制度

関東ブロック大会・国民体育大会に出場する選手・監督は，日本体育協会制定の「国民体育大会参加者傷害補償制度」(1000円)に加入するものとする。

この制度の取扱いについては，別に定めるものとする。

9 参加料等

競技別細則による。

10 参加上の注意

(1) 7の参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし，以降本大会まで，財団法人日本体育協会並びに当該競技団体の定めた競技者規定を遵守すること。

(2) 監督・選手は，スポーツ障害保険に加入すること。(加入状況を申込の際に各競技団体が確認する。)

11 その他

(1) その他の事項については，国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

「千葉県国民体育大会第二部(国民体育大会千葉県大会)」は，千葉県スポーツ振興基金助成事業です。